

中東知的財産ニュースレター Vol. 108

詐欺または悪意による商標出願に対する措置： トルコおよびパキスタン

はじめに

このニュースレターは、トルコおよびパキスタンにおいて詐欺または悪意 (bad faith) による商標出願に対処する際に利用可能な法的手段を示したものであり、それぞれの法域がこのような出願を審査過程でどのように処理しているかを説明し、出願または登録の後で権利者が利用できる救済手段を明らかにすることを主目的としている。制度の概要を示す項目には、これらの対策措置が実際にどのように機能するかを理解する上で必要な、手続面の背景情報が記載されている。

トルコ

1. 商標制度の概要

先願主義の原則

トルコは先願主義の商標制度を採用している。「産業財産権法第 6769 号」(Industrial Property Law No. 6769¹；以下「産業財産権法」という)に基づき、商標権は登録を通じて取得され、商標の所有権は先に出願した者に帰属することになる。

マルチクラス出願

トルコはマルチクラス出願を認めており、出願人は 1 件の出願によって一または複数の区分に属する商品または役務を指定することができる(産業財産権法第 5 条)。

出願ルート

トルコにおける商標保護は、以下のルートを通じて取得することができる。

- トルコ特許商標庁 (TÜRK PATENT) への直接出願
 - トルコを締約国とするマドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル) に基づく国際登録
- トルコに適用される広域商標登録制度は存在しない。

商標権の存続期間

登録商標の保護期間は出願日から 10 年であり、その満了後はさらに連続 10 年の期間につき無制限に更新が可能である(産業財産権法第 23 条)。

審査

トルコ特許商標庁は商標出願の実体審査を実施している。審査内容には以下のものが含まれる。

¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22592>

- 識別力の欠如、紛らわしい商標、公序良俗違反などの絶対的拒絶理由（第5条）
- 異議申立に基づき審査される相対的拒絶理由（第6条）。第6条の審査、すなわち「相対的拒絶理由」の審査が実施されるのは商標出願に対する異議申立が行われた場合のみであり、職権により自動的に実施されるわけではない。

詐欺または悪意による出願の処理

トルコの法の下では、悪意は明示的に規定されている。産業財産権法の第6条(9)によれば、悪意で行われた商標出願は異議申立に基づいて拒絶されることがある。さらに、悪意により登録された商標には除斥期間（第25条）が適用されないため、除斥期間が経過した後でもいずれかの時点で無効化される可能性がある。

2. 商標調査の方法

トルコは、特許商標庁が管理している公式のオンライン商標データベースへのアクセスを提供している。

- **ウェブサイト：**TÜRKPATENT オンライン商標検索システム²
- **提供される情報：**
 - 出願と登録の現状（出願中、登録済み、拒絶、登録抹消）
 - 出願番号および登録番号
 - 商標の表現
 - 区分（一または複数）
 - 出願人名
- **サポートされている言語：**トルコ語および英語
- **検索機能：**
 - キーワード検索
 - 区分による検索
 - 出願人名による検索

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

(1) 商標局への情報提供

第三者が審査の過程で情報を提供するための正式な手続がトルコ商標法には規定されていない。したがって、異議申立手続または登録後の手続を通じて登録に対し異議を申し立てなければならない。トルコの商標実務に基づいて適用される第三者の情報提供手続は存在するが、第三者の商標と同一の商標が出願された場合には、この手法は利用できない。その場合には、異議申立手続または登録後の手続を利用すべきである。具体的に言えば、トルコ産業財産権法の第17条に従い、商標の公告から登録までの期間には、第5条に定める絶対的拒絶理由（同条(1)の(c)に定める絶対的拒絶理由す

² <https://www.turkpatent.gov.tr/bultenler>

なわち「先行商標との同一性または甚だしい類似性」を除く)に相当する状況が発生したことを理由として当該商標の登録に反対する情報提供を万人が提出できる。

(2) 異議申立手続

概説

登録予定の商標出願は公式な商標公報上で公告され、異議申立の対象となる。

管轄当局

トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT)

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

異議申立は、公告日から 2 か月以内に行わなければならない (産業財産権法第 18 条)。

申立の理由

- 既存の商標権との抵触
- 混同可能性
- 悪意による出願 (第 6 条(9))

上訴の手順

決定に不服がある場合には再審・評価部 (Re-Examination and Evaluation Board) に上訴することが可能であり、同部の決定に不服がある場合にはアンカラの知財裁判所に上訴することができる。

その他の関連情報

悪意は異議申立理由として明示的に規定されており、トルコの商標実務においては異議申立の根拠としてしばしば援用される。

(3) 無効手続

概説

商標登録は訴訟を通じて無効化されることがある。

管轄当局

専門の知的財産裁判所 (Intellectual Property Courts)

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

- 悪意を理由とした登録無効については、除斥期間は適用されない（第 25 条）。
- 悪意によって登録されたとは考えられない商標については、無効審判を請求できる期間は法により登録日から 5 年以内（除斥期間）に制限される。この期間がすでに経過してしまった場合には、商標不使用による取消訴訟を提起することができる。

申立の理由

- 登録が第 5 条または第 6 条に違反していること。
- 悪意による登録がなされたこと。

上訴の手順

裁判所の判決に不服がある場合には、トルコの訴訟法に従って上訴を提起することができる。

(4) 不使用による取消手続

概説

商標の真正な使用がない場合、その商標の登録が取り消されることがある。

管轄当局

トルコ特許商標庁（2024 年現在のプラクティス）

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

正当な理由なき連続 5 年間の不使用（第 26 条）

その他の関連情報

悪意による登録があった場合、無効訴訟と並行して不使用による登録取消を求める申立が行われることが多い。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

商標権者の作為または不作為の結果として商標が誤認惹起的または欺罔的な標章となるか、識別力を持たない普通名称となった場合にも、登録が取り消されることがある（第 26 条および第 27 条）。

不正な盗用や不当表示によって取得された登録や、先行する権利に抵触する登録は、パキスタン商標令第14条、17条および80条に基づく拒絶・取消・無効化の対象となりうるだけでなく、裁判所によってパッシングオフ（詐称通用）の法理に基づく処分が適用されることもある。

2. 商標調査の方法

パキスタン知的財産機構（IPO パキスタン）は、公式のオンライン商標データベースへのアクセスを提供している。

- **ウェブサイト：**IPO パキスタンは、2つの方法による商標調査を提供してきた。すなわち、(i)調査者が商標登録所（Trademark Registry）に出向き、所定の料金を支払った上で当局の商標データベースを通じて検索を行う方法（この調査によって得られた結果は公式なものではないという点に注意されたい）と、(ii)TM-55の書式を用いて公式の調査を求める依頼書に所定の料金を添えて提出する方法である。この2番目の方法により得られた結果は公式なものとなる。
- **提供される情報：**
 - 出願と登録の現状
 - 出願番号および登録番号
 - 商標の表現
 - 区分（一または複数）
 - 出願人名
- **サポートされている言語：**英語
- **検索機能：**
 - キーワード検索
 - 区分による検索
 - 出願人名による検索

パキスタンのデータベースは予備的な調査を想定したものであって、包括的な侵害調査（クリアランス調査）に代わるものではない。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

(1) 商標局への情報提供

第三者が審査の過程で情報提供を提出するための正式な手続がパキスタンの商標令には規定されていない。したがって、異議申立手続または登録後の手続を通じて異議を示さなければならない。

(2) 異議申立手続

概説

商標公報（Trademark Journal）により公告された商標出願は、異議申立の対象となる。

管轄当局

商標登録官 (Registrar of Trademark) 、IPO パキスタン

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

異議申立書は、公告日から 2 か月以内に提出されなければならない。請求に基づき延長が認められることもある (第 28 条)。

申立の理由 (第 29 条)

- 先行登録商標または審査中の商標との抵触
- 混同または欺罔の可能性
- 不正な盗用または悪意による出願

上訴の手順

登録官の決定に不服がある場合には、高等裁判所 (High Court) に上訴することができる (第 114 条)。

その他の関連情報

通常、悪意は事実的な状況 (先使用、先行権利の認識、消費者の誤認を惹起する意図など) を通じて評価される。

(3) 無効手続

概説

登録後の手続によって商標登録の取消や無効化が行われることがある。

管轄当局

商標登録官または高等裁判所

申立適格者

不利益を被った当事者

時間的な制限

登録が正当な理由なしに取得されるか、不誠実な行為によって取得された場合、制定法上の期限は適用されない (第 80 条)。

申立の理由

- 第 14 条または第 17 条に違反する登録
- 権原の欠如または不正な盗用
- 正当な理由なく登録簿に残存している登録

上訴の手順

登録官の決定に不服がある場合には、高等裁判所に上訴することができる。

(4) 不使用による取消手続

概説

不使用を理由として、商標を登録簿から抹消することができる。

管轄当局

商標登録官または高等裁判所

申立適格者

不利益を被った当事者

時間的な制限

商標が登録されてから連続 5 年間にわたる不使用があり、善意の使用の意図または現実の使用がないこと（第 73 条）。

その他の関連情報

投機的または防衛的な商標出願が絡んだ事案においては、無効の申立と並行して商標不使用による登録取消を求めるのが普通である。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

商標の登録または使用が営業上の信用（goodwill）を毀損する不当表示に相当する場合、特に不誠実な行為や悪意による行為が絡んでいる場合には、商標権者は、法に定める取消手続に加えて、裁判所にパッシング-オフ訴訟を提起することができる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 108

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。